

**国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特
区** [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 (3.9 + 4.0) / 2 = 4.0

B

i) 取組の進捗(下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1-1	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実:外国医師臨床修練等受入数	代替
B(4点)	1-2	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実:外国医師臨床修練等受入数がん患者診療数	B
C(3点)	1-3	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実:ペット(犬・猫)等診療数	B
D(2点)	1-4	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実:医療通訳育成数	B
E(1点)	1-5	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実:遠隔医療通訳ネットワーク医療機関数	E
	2-1	外国人訪日等の促進:地域への訪問者数・経済(消費)効果	A
	2-2	外国人訪日等の促進:特区案内士登録者数	D

代替指標に基づく進捗度(当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1-1	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実:外国医師等交流数	A
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)			
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

評価指標毎の進捗の評価の平均値 (5×0+4×2+3×0+2×0+1×0) / 2 = 4.0 ①... 4.0

■ 地方公共団体による特記事項

・海外からの受入れについて、主なターゲットを中国としていたが、国際情勢の影響もあり、受入れが進まなかった。
・当初、平成24年度に特区ガイド登録者数を30名計画していたが、国際情勢の影響もあり、中国人や韓国人の人材が確保できなかった。

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))
・特区案内士登録者数の目標設定の考え方、数値の根拠は妥当と思われる。問題は、意図したとおりには進捗していないことである。
・育成事業とそれを活用する場としてのツアー販売は両輪であり、実際に推進することが重要である。
・地域への訪問者数・経済(消費)効果の目標設定について、観点としては興味深い。実際の取組との関連性は計りにくい。本事業は、様々な取組のうちの一つに過ぎない。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... -0.1

i) の評価 ①+②

3.9

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。(評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2+2+2+3)/4=2.25 四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、3×0.2+3×0.1+2×0.7=2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

正：平成24年3月末までに計画が認定された地区／準：平成24年3月末時点では計画が認定されていない地区

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実	B
B(4点)	2	外国人訪日等の促進	B
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

(専門家所見(主なもの))

- ・特区案内士登録者数に関する要因分析及び方向性は妥当である。旅行商品の造成をはじめとする活躍の舞台づくりも含めた、関係市民の動機付けに関わる取組を急ぎ、工夫されたい。
- ・「ホスピタリティ・地域魅力の向上事業」の具体的な方策が見えない。市内ツアーを作るだけで達成できるとは思えない。
- ・本取組の主要な部分に「健康や医療目的の訪日観光促進」があることから、①健康・医療目的の外国人(及び市内宿泊外国人)客数に占める「健康・医療目的者」の割合、②そうした健康・医療目的の来訪客の平均滞在日数・消費額等を把握し、海外プロモーションを含めた、今後の施策立案の基礎データとする必要があるのではないか。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値

$$(5 \times 0 + 4 \times 2 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) \div 2 = 4.0$$

4.0

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A～E)

i) + ii) の平均値 $(3.2+3.0) \div 2 = 3.1$

C

i) - ① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■規制の特例措置を活用した事業]

●地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業

(概要)

・通訳案内士法上、外国人に対し、外国語で、有料で、旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士試験に合格し、通訳案内士の資格を取得することが必要であるところ、特例により、総合特区の区域内において、通訳案内士以外の者であって特区自治体による研修を経た者(特区ガイド)による有償ガイド行為が可能となる。

(規制所管府省(国土交通省観光庁)の評価)

・特例措置の効果が認められる

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●ペット(犬・猫)の輸入検疫制度の緩和

(概要)

・国との協議の結果、大阪府立大学獣医臨床センターの受診(健診を含む)を希望する海外のペット(犬・猫)に係る40日前届出規制の緩和について、基本的には現行法令の範囲内で対応可能であることが確認された。

(規制所管府省(農林水産省)の評価(参考意見))

・犬等の輸入に係る事前申請については、「犬等の輸出入検疫規則」(平成11年10月1日農林水産省令第68号)に基づき、到着の40日前までに届出が必要。ただし、台湾の事例のように、動物検疫所長がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合には、届出を受理することが可能。今後とも、犬等の輸入検疫が円滑に進められるよう、輸入者等と連携して対応していく考え。

(専門家所見(主なもの))

・特定地域活性化事業を活用し、一定の成果を上げている。

・ガイド育成研修を実現している。応募が少ないのは国際情勢に影響を受けているとのことであるが、中期的な視点で継続するのか、あるいはターゲット国を変更するのか、方針の再検討が必要かもしれない。

3.2

i) - ② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

該当なし

-

i) - ① + i) - ② の平均値(注)

-

3.2

ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

・行政による「観光情報提供機能」の拡充、民間サイドにおける外国人診療機能の充実にに向けた取組が進んでいることは認められる。

3.0

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

(専門家所見(主なもの))

・「指摘事項」そのものの必要性は十分に理解されており、対応に向け、取り組まれているものとして理解。

Ⅳ 総合評価(I～III)

$(4.0+3.1) \div 2 + 0.00 = 3.6$

「I + IIの平均値」に「III及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

・「健康や医療目的の訪日観光促進事業」については遅れが出ているとはいえ、そもそも事業そのものが「短兵急に運ぶ性格のものではないため、やむを得ない面が多々あるものと思われる。」「ホスピタリティ・地域魅力の向上事業」も同様である。本取組は名実ともに「先進的取組」であるだけに、今後のさらなる改善、努力に期待したい。
・概ね進んでいるが観光については内容的には物足りない。「ホスピタリティ・地域魅力の向上事業」、地域資源の活用など具体的に新たな来訪者が増加する方策の中身を検討してほしい(市内ツアーを作るだけでなく、訪日客の来訪目的別分析等、データを基に訪問者数増加への主体的戦略がみえるような取組を期待。)

このため、I及びIIの平均値(3.55)に上記所見を加味(+0.00)し、総合評価結果をB(3.6)とする。

B

(注) i) - ①、i) - ②のいずれかに該当がない場合は「-」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。